

「渡島のブリ」ロゴマーク使用規約

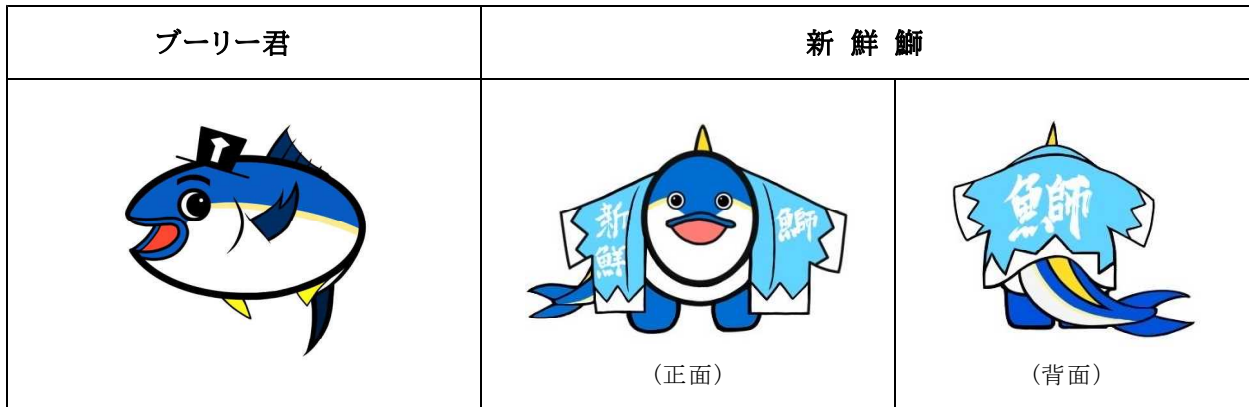
1. 策定の趣旨

本使用規約は、渡島総合振興局管内で漁獲されるブリのイメージアップを目的に制作したロゴマークの使用及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

2. ロゴマーク

ロゴマークのデザインは以下のとおりとし、次のような変更は出来ません。

- (1)色や縦横比の変更(ただし、白黒で使用する場合、色の変更についてはこの限りではありません)
- (2)ロゴマークの一部削除



3. ロゴマークの使用範囲

ロゴマークは、ブリの消費拡大やPR活動に取り組んでいる北海道内の団体等が作成する、印刷物やホームページ、番組等での使用が可能です。使用する場合には、「使用申込書」(別紙様式)を北海道渡島総合振興局産業振興部水産課(以下、「振興局」という。)へ提出願います。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1)道内市町村、漁業協同組合が使用する場合
- (2)新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (3)その他、振興局が申請を要しないと認めた場合

4. 使用基準

ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当すると振興局が判断した場合は、使用承認しません。

- (1)渡島管内で漁獲されるブリのイメージを損う、または、正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2)特定の商品の名称として使用する場合
- (3)特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4)特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (5)不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6)法令や公序良俗に反するおそれがある場合

5. 使用の承認

振興局は、3の使用申込書を受理した場合、その内容を審査し、使用が適当と認められる場合は、6の使用上の留意事項を付して、ロゴマークの画像データを提供します。

6. 使用上の留意事項

ロゴマークの使用に当たっては、次に掲げる事項に留意してください。

- (1)使用の承認を受けた目的以外に使用しないこと
- (2)使用承認を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと
- (3)使用者は、ロゴマークについて商標登録及び意匠登録をしてはならない

(4)ロゴマーク使用に起因する事故及び第三者への損害等について、振興局は一切の責任を負わない

7. 不適正な使用に関する措置

使用を承認した場合においても、虚偽の申請、承認の条件に反していると確認した場合は、振興局は使用者に改善を指示するか、改善に係る措置を講じない場合、使用承認を取り消し使用を差し止めることがあります。

お問い合わせ先・申込先

〒041-8558

函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局産業振興部水産課漁政係

電話 0138-47-9481

FAX 0138-47-9210

Mail oshima.suisan1@pref.hokkaido.lg.jp

年 月 日

北海道渡島総合振興局長 様

団 体 名
代表者 職・氏名
住 所
電話番号
メールアドレス

渡島のブリロゴマーク使用申込書

標記ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的	
2 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 宣誓事項	(1) 当該申請以外の目的以外には使用しません。 (2) 使用承認を受けた権利を他人に譲渡、貸与しません。 (3) ロゴマークの色や縦横比の変更(ただし、白の変更は白黒で使用する場合を除く)、及びロゴマークの一部削除は行いません。 (4)ロゴマークについて、商標登録及び意匠登録を行いません。 (5)ロゴマーク使用に起因する事故及び第三者への損害等については、申請者が一切の責任を負います。
4 その他	ロゴマークを使用する制作物等の写真またはイメージ図などの資料を添付します。

使用申請者 様

北海道渡島総合振興局長

渡島のブリロゴマーク使用承認

先に申込がありました「渡島のブリ」ロゴマークにつきましては使用を承認します。
なお、使用に当たりましては次の事項に留意願います。

記

1. 当該申請以外の目的以外には使用しないこと
2. 使用承認を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと
3. ロゴマークについて商標登録及び意匠登録をしないこと
4. ロゴマーク使用に起因する事故及び第三者への損害等については、振興局では一切の責任を負いません

(産業振興部水産課漁政係)